**「PET撮像施設認証」のための誓約書（Ⅰ・Ⅱ共通）**

年　　　月　　　日

一般社団法人日本核医学会殿

このたび、日本核医学会（以下、学会）へPET撮像施設認証を申請するにあたり、認証を受けた場合は、その後当該PET検査種目を実施するにあたっては下記の項目を遵守し、申告書の内容に従って標準的で質の高いPET検査を実施することに努めます。

申告書の日付：

PET施設名：

PET検査種目名：

PET装置メーカー・機種・固有番号：

PET撮像施設認証の区分：　認証(I)　・　認証(II)

記

1. 撮像管理体制を適切に維持管理するとともに、PET検査関連機器すべて(PET装置、ドーズキャリブレータなど)について製造業者の推奨及び関連法規に従って点検や較正などを実施し、その記録を適切に保管します。
2. 撮像管理体制やPET検査関連機器などに何らかの変更が生じた場合には、PET検査の質を維持するために、学会が定めた変更管理を行うとともに、手続き、手順の変更、点検や較正、データ収集などの処置を必要に応じて行い、その記録を残します。
3. 特に理由がない限り、通常のPET診療では、学会が制定した標準的撮像プロトコール、または学会が確認した撮像プロトコールで当該PET検査種目を実施することに努めます。
4. 上の３項目に関して、学会が照会や調査を行い、また必要に応じて現地調査を求めた場合には、これに協力し、その助言や指導を受け入れます。
5. 前項にもかかわらず学会が定める認証の基準が満たされず、または本誓約書を遵守せず、これらに改善の見込みがないと学会に判断された場合には、認証を取り消されても異議はありません。
6. 本誓約書を撤回する場合は、その旨を学会に速やかに連絡し、取得した認証状および認証の有効性について学会の指示に従います。

　医療機関名：

医療機関の長の氏名と印：